

令和8年度 諫早市農業経営収入保険 加入促進事業補助金(ご案内)

市では、自然災害等、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する「農業経営収入保険」の加入時に要する保険料の一部を支援します。

補助対象者

以下の(1)～(3)を満たす青色申告を行っている農業者及び農業法人等

(1)市内に住所を有する方

(2)令和9年1月1日以降の保険期間が含まれる収入保険に令和8年4月1日以降に新規に加入する方

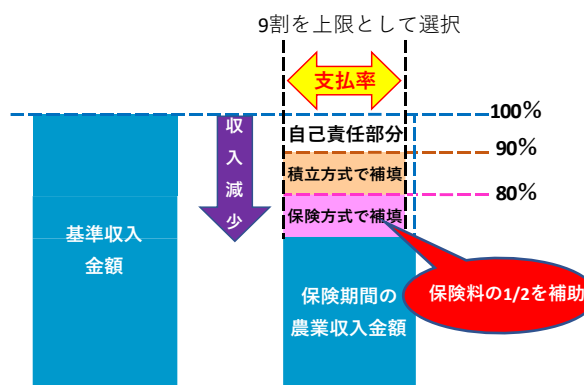
※令和8年に離農等で経営の移譲を受けた方(譲受人)も補助の対象となります。

(3)市税に滞納のない方



補助対象経費、補助額

- ・補助対象経費:掛捨て保険料(付加保険料及び積立金除く)
- ・補助額:補助対象経費の2分の1以内(上限6万5千円)

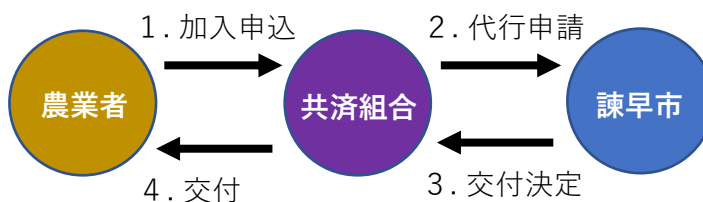


申請期間

- ・個人:令和8年10月1日(木)から令和8年12月18日(金)まで
- ・法人:令和8年10月1日(木)から令和9年 1月29日(金)まで

申請等の流れ

- 1.「農業者」が「共済組合」へ加入申込
- 2.「共済組合」が「諫早市」へ代行申請
- 3.「諫早市」が「共済組合」へ交付決定
- 4.「共済組合」から「農業者」へ交付



提出書類

委任状兼同意書(市農業振興課、農業委員会、各支所、各出張所、市内JA各支店などに設置)

提出先

〒854-0022 諫早市幸町66-10
長崎県農業共済組合 県央支所
電話:0957-23-0555

お問い合わせ先

諫早市 農業振興課 農政班
電話:0957-22-1500(内線2314)

